2 給水装置用材料

配水管から分岐して設けられた給水管及びそれに直結して設けられる給水用具(以下、「給水装置用材料」という。)は、水の汚染を防止する等の観点から、構造・材質基準に 適合する材料を使用しなければならない。

構造・材質基準には、個々の給水装置用材料の性能確保のための7項目の性能基準(「耐圧性能基準」、「浸出性能基準」、「水撃限界性能基準」、「逆流防止性能基準」、「負圧破壊性能基準」、「耐寒性能基準」及び「耐久性能基準」)が定められている。これらの性能基準は、給水装置用材料ごとに、有すべき性能と使用場所等に応じて必要な項目が適用される。

2. 1 使用材料の選定

給水装置用材料は、その特性及び定められた使用条件、制限措置を十分に考慮し、 使用箇所に適したものを選定しなければならない。

2. 2 性能基準に適合する給水装置用材料

性能基準に適合する給水装置用材料は、次のとおりである。

1 第三者認証品

製造業者等の希望に応じて、第三者認証機関が性能基準に適合することを証明、認証した製品。

第三者認証機関は、製品サンプル試験を行い、性能基準に適合しているか否か等の 検査を行って基準適合性を認証した上で、当該認証機関の認証マークを製品に表示 することを認める。第三者認証機関には、(社)日本水道協会、(財)日本燃焼機器検 査協会、(財)電気安全環境研究所、(財)日本ガス機器検査協会及び(財)日本適 合性認定協会がある。

- 2 JIS規格(水道用)、JWWA規格のように性能基準の適合が明らかな製品。
- 3 自己認証品

製造業者や販売業者が自らの責任において、性能基準に適合していることを証明 する製品。証明には、製造業者等が自ら又は試験機関等に委託して得た試験成績書等 を使用する。

4 管理者の定める規格又は仕様等に基づき製造された製品(市規格品及び仕様品)

2.3 性能基準適合の確認方法

給水装置用材料が性能基準に適合していることを確認する方法は次のとおりである。

1 第三者認証品の確認方法

第三者認証機関で認証した製品には、認証マーク(表 Π -2-1参照)が表示されるので、このマークを確認するか、第三者認証機関で発行する認証登録リスト、ホーム

ページ等の閲覧により確認する。

2 JIS規格品の確認方法 次の表示を確認する。

3 自己認証品の確認方法

当該製品の製造者に対して、構造・材質基準に適合していることが判断できる資料 (適合証明書、試験成績書等)の提示を求め、確認する。

表Ⅱ-2-1 第三者認証機関と認証マーク等

第三者認証機関	審査内容		認証マーク
(社)日本水道協会	品質認証センター	性能基準の適合 (基本基準)	MJWWA 🔆
		日水協規格の適合 (特別基準)	JWWA (S)
	検査部	JIS 規格、日水協 規格等の適合	*JWWA >
(財)日本燃焼機器検査協会	性能基準の適合		ジード 大道法基準第合
(財)電気安全環境研究所	性能基準の適合		JET 水道法基準適合
(財)日本ガス機器検査協会	性能基準の適合		水道法 基本通信
(財)日本適合性認定協会	性能基準の適合		WATER QUALITY

2. 4 給水装置用材料の指定

配水管又は道路に布設された他の給水装置からの分岐部分から水道メーターまでの部分に使用する給水装置用材料(これを保護するための附属用具を含む。)については、災害等による給水装置の損傷を防止し、又は給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため、給水条例第8条第1項(給水管及び給水用具の指定)の規定に基づき、管理者が指定した材料を使用しなければならない。

2.5 給水装置用材料の附属用具

1 附属用具の指定等

配水管又は道路に布設された他の給水装置からの分岐部分から水道メーターまでの部分に使用する給水装置用材料を保護するための附属用具(メーターボックス、止水栓管、仕切弁管等)は、「2.4 給水装置用材料の指定」と同様に、管理者が指定した材料を使用しなければならない。

また、上記以外に設置する止水栓及びメーターを保護する附属用具についても、メーター検針やメーター取替え等の作業を考慮し、管理者が指定又は確認したものを使用することが望ましい。